# JILPT副主任研究員 池添弘邦

業ヒアリング調査結果を総括する形で 多様性に関する調査研究』を参照され 究報告書№一○六『働く場所と時間の 簡潔に紹介するものである。ヒアリン 参加した。本小稿は、筆者が行った企 所と時間の多様性に関する調査研究に グ調査の詳細については、労働政策研 筆者は昨年度までの二年間、働く場

の内容・利用要件・手続及び利用の実 る企業である。質問はおおむね、テレ 対象は民間企業一〇社(製造、 情、テレワーク導入の効果と今後の課 ワーク導入の目的・経緯、テレワーク クの先進事例として取り上げられてい 査等において在宅勤務を含むテレワー サービス業)で、いずれも先行調 ||査期間は○七年から○八年、 情報通 調査

# 導入の趣旨・目的、

ルの変革や多様な働き方の推進、ある 各社での在宅勤務は、ワークスタイ

> ことを可能とするものとして導入・運 う。) ある従業員が仕事上の責務を果 下、、WLB、という。)に寄与するこ 員のワーク・ライフ・バランス(1)(以 用されていた。したがって、ヒアリン たしながら、 児・介護責任(以下、「家族責任」とい 値を包み込みつつ、おおむね、特に育 慮といった、各企業における様々な価 とをも目的として制度化された就労形 グ事例から知れる在宅勤務とは、従業 いは、従業員の多様性・ニーズへの 同時に家族責任も果たす



## 2 利用資格・手続

週に一日程度か必要に応じての在宅勤 うであった。したがって実態としては、 もっとも、実際の在宅勤務日数は、ほ でも、上限日数が消化されていないよ の利用上限日数が定められている企業 分在宅であった。また、一年間当たり とんどの企業で週一日ないし二日の部 在宅を可能としている企業もある。 日のうち全日について在宅可能な完全 が利用資格から外されていたり、週五 育児・介護事由の場合は在籍年数要件 だ、事由を限定していない場合でも、 護に事由を限定する企業もあった。た している企業がある一方で、育児・介 ることなく全社的に在宅勤務を可能と

象者の範囲を徐々に拡大する方向で検 討するために行われていた。 返しての試行運用は、主として制度対 た。特に後者のような、慎重な、繰り に繰り返し、数年をかけて行われてい ては、連続した数カ月を数回、 そ、数カ月から一年である。企業によっ 行期間は企業により異なるが、おおよ 各社で試行運用が実施されていた。試 また、本格的に導入される前には、 、断続的

> るということになる つまり部分在宅勤務が行われてい

いた。 に連絡し、 普段からの仕事振りやコミュニケー 日に、口頭やメールで上司(や同僚) その都度、前日又は場合によっては当 が考慮されていることが強く伺われた。 ション力、つまり職場での信頼(関係) に当たっては、在宅勤務利用希望者の ていた。上司が基本的申請を承認する は直接の上司の承認を得ることとされ に年間の基本的申請を行い、 八事部等在宅勤務制度を所管する部門 具体的に在宅勤務を行う場合には、 利用手続きについては、多くの場合 承認を得る方法が取られて 最終的に

対して、各社は、事前の入念な説明を なお、 関係者の理解を促進していた。 在宅勤務予定者とその上司に

利用資格については、事由を限定す

## 3 導入に当たっての留意点

利用希望者それぞれに幾つもの懸念が 対処しようとしていた。在宅勤務にか の検討・導入時点において、各企業は 存在している。そこで、 があるとはいえ、企業、職場特に上司 るため、従業員側に家族責任のニーズ に職場で仕事をすることと大きく異な かわる関係者各々の懸念や問題を掲げ 法令の遵守を含め様々な問題を懸念し るとおおむね以下のようになる。 企業: 労働時間管理、長時間労働 在宅で仕事をすることは通常のよう 在宅勤務制度

リティ対策、職場コミュニケーショ

働き過ぎ、労災、人事評価、セキュ

ン、従業員間の公平な取扱いの確保

(費用負担、

在宅勤務非対象者との

上司:労働時間管理、人事評価、 場コミュニケーション、 仕事の切り 職

分け、職場勤務者に対する気兼ね(不 在宅勤務者:人事評価、 これら懸念される問題について、 仕事の切り 各

社はどのように対応したのだろうか。 ヒアリング事例から、検討を交えて、 おおよその傾向をまとめると以下のよ

このような事例の場合、もともと職場 理や成果主義の人事評価・賃金制度と これら柔軟な時間管理制度は、目標管 和感がないということであろう。また、 従業員同士が顔を合わせないことに違 管理が柔軟であり、かつ、同じ職場の り比較的容易に対応できた事例がある。 みなし労働時間制を活用することによ タイムなしのものを含む。) や裁量等 (存のフレックスタイム制度(コア

> 見えない在宅の勤務であるからといっ ということである。 て、評価や賃金に悪影響を及ぼさない 結びついていることが多かった。目に

みられた。 もあるようである。 また、 PCの ログ 業員の健康管理に利用している事例が により始業終業時刻を把握し、随時従 により連絡することとされている職場 必須とされていなくても、上司の裁量 れていない。もっとも、制度上連絡が の上司ないし同僚への連絡は必須とさ イン・ログアウトや、メール送信時刻 合、在宅勤務制度としては始業終業時 柔軟な時間管理制度を入れている場

就労することとされていた。このよう 場合は、通常の職場勤務と同じ時間に ている。 ルで上司や同僚に連絡することとされ な場合、始業終業時に電話またはメー 柔軟な時間管理制度を入れていない

# (2) 長時間労働・働き過ぎ

目が届かない自宅での勤務であるた 企業側はこの点に相当な注意を 払っており、 在宅勤務制

考えにくいであろう。 度上、時間外・休日・深 量から事後的にチェック 後的に在宅勤務時の業務 夜労働を原則として禁止 ぎは現実的問題としては 在宅勤務ならば、働き過 も、家族責任を意図した みを作っていた。もっと したりするといった仕組 承認を要件としたり、事 る場合でも、上司の事前 している。例外的に認め ま

> るならば、自律的に働く(上司や同僚 場で信頼関係を構築していると理解す が利いているとみられるのである。 ると考えられる。セルフコントロール と仕事をする)ことができる人でもあ の期待を裏切ることなく家でもきちん 在宅勤務を承認されている人は職

### (3) 労災

うことを基本方針として) 在宅勤務制 度を導入している。 業時間中の事故であれば労災として扱 ことなく見切って(在宅であっても就 方がないとして、具体的な対処をする ほとんどの企業は、心配していても仕 体的対処方法は見出せない。そこで、 裁決例・裁判例に先例がないため、 企業としては憂慮しているものの、

当たるか当たらないかの予測可能性を 出させ、在宅勤務時の動線を明らかに などして、事故が発生した時に労災に 切り分けるように事前の研修会で促す する、あるいは、公私の時間・空間を では、自宅見取り図を利用申請時に提 比較的対処していると思われる企業

## (4) 人事評価

いと言えるであろう。 に小さい場合は、 における勤務時におけるよりも相対的 行わないか、それら部分が通常の職場 時におけるプロセス評価や情意考課を 導入していた。したがって、在宅勤務 多くの企業が目標管理・成果主義を 在宅勤務を導入し易

企業で行われている実態は、 いう問題が残る。しかし、ヒアリング 意考課をどのように工夫して扱うかと 事考課の場合には、プロセス評価や情 他方、一般に行われている通常の人 週に一 口

であっても取りたてて憂慮する必要は であると考えるなら、通常の人事考課 事者は職場において信頼を得ている者 えられる。なお、この点、在宅勤務従 とで十分対応できるのではないかと考 勤務時のプロセス評価に組み入れるこ 程度の部分在宅勤務であるから、 在宅勤務時のアウトプット評価を通常

修を適切に行うことにより問題を除去

解を促進するか、あるいは、評価者研 上司に対して在宅勤務活用にかかる理

できるのではないかと考えられる(2)。

(5) セキュリティ対策

ないと思われる。担保を設けるならば

高める対処を行っている。

られた。制度上、企業としてできるの という注意喚起を行っている企業が見 ポリシーを一読させ署名させたりする 秘密保持を規則等に明記のうえ周知し 加えて、在宅勤務時の注意事項として ならないとされている事例がみられた。 リティ確保に係る研修を受けなければ 同様に、在宅勤務(予定)者はセキュ のポリシーに則っても、 を活用することで対応している。既 在宅勤務者を信頼するしかないという セキュリティ問題は生じうるのだから、 上司や同僚の目が届く通常の職場でも はここまでで、かつ、十分であろう。 たり、在宅勤務申請時にセキュリティ・ る企業は見られない。既存のポリシー なセキュリティ・ポリシーを立ててい 在宅勤務制度導入に併せて別途新た 通常勤務者と

PCまたは通常の(職場で用いている ことなどでの対応も見られる。企業は、 在宅勤務者に、シン・クライアント(3) ノート)PCを貸与している。 また、専用のPC機器等を貸与する 後者の

理由に、サーバ内ファイルへのアクセ ことになるが、総じて、業務に使うファ 号又は個人認証機能が付けられている 与する場合、これには、複数の暗証番 置いているPCを自宅から遠隔操作す ライアントでない場合は、会社に常時 PNを用いていても、PCがシン・ク イルに個人情報が含まれていることを れている。企業によっては、扱うファ ファイルを開き、作業を行うこととさ 通じて会社のサーバへアクセスして るため、多くの場合、VPN(4)を あるいはほとんどの場合禁止されてい イルの持ち出しには事前登録が必要か シン・クライアントではないPCを貸 ることで対応していた。 スが制限されている。なお、回線にV これらPCを使って自宅で作業をする

別途設けられた制度の双方を利用でき

ただし、それでもなお、在宅勤務、

# (6) 職場コミュニケーション

場合は、コミュニケーション研修を関 される。それでも懸念が払拭されない 題は除去されるのではないかと思われ 係者に対して適宜行う、あるいは既に ション能力に信頼があることから担保 とが重要である。つまり、コミュニケー なコミュニケーションを取っているこ るから、問題は生じていない。この点 とは、週一回程度の部分在宅勤務であ を活用する研修を行うことなどでも問 導入済みのコミュニケーションツール る職場で普段から上司や同僚らと良好 については、在宅勤務者がその所属す ヒアリング事例から伺える在宅勤務

## 従業員間の公平な取り扱い の

る別の異なる制度 WLBという趣旨・目的を同じくす (例えば、 企業内託

チームを組んで業務を遂行す

できているようである。 従業員間の不公平感を解消することが 従業員にも理解を求めることができ、 会社側が考え、利用対象外としている) 性質から在宅での勤務ができない(と 児所)を設けることで、職種や業務の

もっとも、全社的に事由の限定なく在 残ることになる。ヒアリング事例には、 従業員間の不公平感を懸念する必要は 宅勤務が認められているのであれば、 必要ということになるのであろう。 在宅勤務ゆえに厚遇しない取り扱いが 度の導入を検討するか、在宅勤務者を 解に立って、可能な限りの別建ての制 己負担)としている企業が見られた。 のみ、あるいは関係する支出の全額自 在宅勤務者に対して費用負担などにつ をどのように確保するかという問題は ない職種・業務従事者に対する公平感 ないであろう。 いて厚遇しない(少額の通信費の提供 究極的に公平な処遇は不可能との理

# (8) 仕事の切り分け

度の部分在宅勤務を行う場合、担当業 も可能であろう(5)。 個人レベルでの仕事の切り分けは問題 るホワイトカラー従業員が週に一回程 では、職場で信頼関係が形成されてい ただ、ヒアリング事例から考える限り る(例えば、製造・建設の現業従業員)。 り分けが非常に難しい場合が考えられ 定業務の遂行方法によっては仕事の切 務内容の整理と進捗管理を行うことで、 を生じないか、程度の差があるとして 確かに、職種や業務内容あるいは

> 排管理<br />
> ・連絡方法について<br />
> 事前の共通 うが、担当業務の整理を行うことや進 る場合であっても、時間はかかるだろ が可能となった事例が見られた。 理解を形成することで、部分在宅勤務

# (9) 職場勤務者 (上司・同僚)

る事前の説明・啓発による理解の促進 が重要な役割を果たしていると思われ の周知徹底や、職場、特に上司に対す 在宅勤務を含む一定の施策・ポリシー 少や除去には、企業のトップによる、 る企業が見られた。また、気兼ねの減 ろうと考え、制度を導入・運用してい 仕事をできるようにするのが適当であ 在宅勤務制度を導入して堂々と自宅で 不公平感が醸成される懸念があろう。)、 量で在宅勤務を行わせるのではなく 制度が設けられていないまま上司の裁 そこで、年休を利用したり、在宅勤務 する気兼ねを懸念しているようである。 をし、上司や同僚から信頼されている れている人は、普段から首尾よく仕事 人であっても、多くの場合、職場に対 人であることが伺われるが、そういう (むしろ、そうすることで従業員間の 制度上、上司から在宅勤務を承認さ

### (10) 小括

る

ゃ 係)・(信頼関係を失わないようにしよ える限り、既存の企業内各制度の活用 と理解できる。ヒアリング事例から考 懸念する問題は実際には生じていない て対処が可能であり、かつ、関係者が 分在宅勤務ならば、大方の事項につい 企業内制度としての週一回程度の部 あるいは在宅勤務者への信頼(関 事前・事後の説明・周知・啓発活

基づいて希望を提出して行っているも は、会社が命じて行わせているのでは また、ヒアリング事例に見る在宅勤務 問題は解消されていると考えられる。 うとの) セルフコントロールによって なく、在宅勤務者本人がそのニーズに

# 対する気兼ね

といった効果が認められている。また 務者本人としては、 員側としては、削減された通勤時間分 いう効果も見られる。さらに、在宅勤 務導入のおかげで退職せずに済んだと ることができた、従業員側も、在宅勤 員、とくに女性従業員の退職を防止す 企業側としては、家族責任による従業 は家族との団欒に充てることができた を、家族責任を果たすために、あるい に応えることができた、同時に、 しては、WLBという従業員のニーズ 在宅勤務導入の効果として、企業と 個人単位での仕事

宅勤務規則等のルールは遵守するとの とでよいように思われる。 性善説に基づいた対応を考えていくこ

のであることから、会社が整備した在

### 4 在宅勤務の効果

効果の確認時点と手法(聞き取り、ア 要もないであろう。 試行運用も本格導入も実態としては在 ンケート)は一様ではない。しかし、 ば、本格導入後に確認した企業もあり うな効果があったのだろうか。 宅勤務に変わりなく、 ない。では、部分在宅勤務にはどのよ 者にとってメリットがなければ意味が ないとしても、会社、職場、 試行運用段階で確認した企業もあ 在宅勤務の制度と運用に問題が生じ 別異に考える必 在宅勤務

行が促進されたとする企業もあった。(生産性の向上)という効果が認めらての勤務者についても、在宅勤務者とでの勤務者についても、在宅勤務者とを計画的・効率的に行うことができた、を計画的・効率的に行うことができた、

### まれ、このようはそうかまで思う。 支えている要素 ・ 在宅勤務の実施・運用を

では、先のような良い効果が認められているのだろうか。企業ヒアリンられているのだろうか。企業ヒアリンられているのだろうか。企業ヒアリンでは、先のような良い効果が認めら

①社員の就業満足度(就業継続・退①社員の就業満足度(就業継続・退①を動かされて検討・導入していること
に考えていること

④実際の運用は利用者がいる現場各のと考えられる。

は何であろうか。ヒアリング結果からさが、現場での運用を任されているでは、現場での運用を任されているでは、現場での運用を任されているでは、現場での運用を任されているりが在宅勤務制度を検討・導入・事部等在宅勤務制度を所管する部門を事部等在宅勤務制度を所管する部門を事が、

から職場でのコミュニケーション①在宅勤務申請者・利用者は、普段

考えるに、

ること

②在宅勤務申請者・利 ②在宅勤務申請者・利 用者は、人が見てい たところでもきちんど仕事をする人であると上司や同僚か あると上司やるこ

③在宅勤務申請者・利用者は、上司や同僚の信頼関係が形成での信頼関係が形成されている人物であること(7)

務者に関する電話への対応等、不在時 られる。さらに、同僚らとの信頼関係 形成も非常に重要な要素であると考え 利用への障害になると考えられること 兼ねがあることが伺われ、これは制度 用者本人からすれば、在宅で仕事をす で、対上司との関係で信頼を得ている 申請先あるいは承認者とされているの 重要な要素である における職場での支援を受けるための は、職場不在時の同僚らによる在宅勤 から、事実上、同僚らとの信頼関係の ることについて職場ないし同僚への気 必要は当然ある。 が読み取れる。上司は在宅勤務利用の 加えて、在宅勤務利

である。 るのは、 用されなければまったく意味をなさな を作るということであろう。苦労して 別部門の上司)の裁量判断に委ねると 度の大枠を決め、具体的活用は現場(個 い。そして、職場での活用を支えてい ニーズに応じて個別の職場で大いに活 せっかく創設した制度も、 いう、良い意味で使い勝手の良い制度 入・運用されている要因は、 をまとめると、在宅勤務が大過なく導 ヒアリング事例から考えられる知見 職場における信頼関係や理解 従業員の 企業は制

# 6. 今後の課題

現在に至るまでに各社は一つ一つの問格は何も問題を生じさせない、素晴られない。しかし、部分でしまうかもしれない。しかし、部分でしまうかもしれない。しかし、部分であるとの印象を読者に与えるがも問題が生じさせない、素晴られている。

題をある程度時間をかけて解消してきる。 社とも数カ月から数年にわたる試行段 社とも数カ月から数年にわたる試行段 で、在宅勤務制度の導入している。したがって、在宅勤務制度の導入は一朝一夕に 在宅勤務にかかわる関係者の運用た、在宅勤務にかかわる関係者の運用た、在宅勤務にかかわる関係者の運用 た、在宅勤務にかかわる関係者の運用 た、在宅勤務にかかわる関係者の運用 がら は な お ま ま と して 現 われているとも 言える。 ま る。

用促進、 念の払拭、対象職種の拡大・全社員へ 社の理解、雇用形態が異なる従業員へ うになる。労働時間管理、 部署内での可能な人数の検討。 周知、コミュニケーションツールの活 の適用の検討、利用を促進するための を阻害するのではないかとの根強い懸 の説明、 確保、従業員間の公平感の確保、親会 風土作りや改革、セキュリティの安全 メンタルヘルス、労災、 は依然として根強く残されているので だ顕在化していないにせよ、影の部分 や結果が光の部分であるとすれば、未 があると考えている。先の良好な運用 しているが、各社とも依然として課題 ある。事項を個別に列挙すると次のよ 現在のところ在宅勤務を良好に運 在宅勤務が可能な職種や一 在宅勤務は企業全体の効率性 アンケートの実施による効果 人事評価制度 働き過ぎ・

般的にみて在宅勤務を良好に運用してして認識されているということは、全頃でさえも、依然として問題や課題と題は解消されうるとの分析が可能な事趣は解消されうるとの分析が可能な事本的傾向としてみれば問題はないか問

研究報告書 No.52) 一〇一頁以下)

験はそれを物語っている。

れば物事は進む。

ヒアリング企業の経

を含めた関係者のやる気と工夫さえあ

.かもしれない。しかし、企業トップ

進事例など情報の積極的な収集・提供 務制度に係る継続的な調査・検討、 が言える。したがって、 未だ発展途上の制度であるということ が重要であろう。 いる企業においてさえも、 企業内在宅勤 在宅勤務は 先

### おわりに

されている。また、そのような働き方 労働につながっていることが明らかに 間外に働くことであり、 は仕事を自宅に持ち帰って所定労働時 上司や自己の裁量により行わ それが長時間 れて

得ることができるものである。 中で制度として行われているからこそ れらのメリットは、 間を増やすことができる。しかし、こ ことができ、また、家族と共にする時 うまく使うことで、 させるなど良い影響を与える。時間を 務者に対しても、 でき、生産性が上がる。通常の職場勤 や会議に煩わされずに集中して仕事が 持できる。 約され、ストレスが減るし、 がある。 在宅勤務には確かに多くのメリット 通勤が省かれる分、 自宅で仕事をする分、電話 仕事の計画性を認識 在宅勤務が会社の 家族責任を果たす 余力を保 時間が節

3、働く場所と時間の多様性とは、実この研究のアンケート調査結果から

誌 No.583, 四七頁以下が指摘する「上司のマネ

バランスを実現する職場環境」日本労働研究雑

加えて、加藤純子(2009) 「ワーク・ライフ・

ジメントスタイル」がWLBの実現に関係して

果たしながら家族責任も同時に果たすことがで

きる状況を指すものとして用いる。

庭の両立」と訳出され、それが可能な状況、そ

公的かつ明確な定義はない。広く「仕事と家

の状況を支える制度や施策を指して用いられて

労働者が仕事上の責任を

定し、PCが接続するサーバにアプリケーショ ができるとされている。 ことで、より高いセキュリティを確保すること がソフトとファイルを管理しない ンソフトやファイルを管理させる(PCから読 持つ機能を画面表示とキーボード入力だけに限 み込む)情報通信システムのこと。 シン・クライアント (thin client) :PCが (させない) 個別のPC

5. この点、通常は在宅勤務が難しいと捉えられ 線を利用しながら、通信するデータ等を認証・ ルタイム勤務可能化等の効果と課題』(労働政策 宅勤務が可能であるとの事例が報告されている ことができるとされている。 設置するよりも低コストで、データの認証・暗 しているかのように通信する方法。専用回線を おける在宅勤務の意義―休業・休暇の削減やフ ている秘書業務でも、 号化により、より高いセキュリティを確保する 暗号化することにより保護し、専用回線を利用 (労働政策研究・研修機構(2006)『育児期に 業務の状況によっては在

用を在宅勤務希望者がいる現場各部門(上司) ブル回避の意味があるにせよ、制度設計が綿密 に委ねていない場合には、良好な結果を生まな すぎて、各部門が使いにくいなど)、実際の運 らない場合、利用のハードルが高い場合(トラ たみを感じない制度) (体的に想定している場合、トップダウンによ (在宅勤務という働き方の商品化) を短期的に すると反対に、経済的利益やビジネスモデル (個々の従業員にとっては取り立ててありが と一応考えられる。これ

業でもうまくいくとは必ずしも言えな

ている企業があるからと言って、

いる企業があるからと言って、他企ヒアリング企業のように上手くいっ

現のテレワーク』学文社、 クライフバランスを重視した在宅勤務導入」下 柔軟な働き方の創出―ワークライフバランス実 崎千代子・小島敏宏編著『少子化時代の多様で に留意すべき重要な点であろう。 この点、柳原佐智子(2007)「富山でのワー 一頁以下における個別企業調査からの示唆と

## ヘブロフィー

研修といった取り組みがより一層に重要になろ

として、在宅勤務についての理解の促進や啓発・

いるならば、それを修正していくための一手法

働政策研究 勤務等テレワークの企業ヒアリング調 様性に関する調査研究』(第四章 No.08-05 応』ディスカッションペー リーズ No.4、 内伸哉と共著)プロジェクト研究シ 六章 就業形態の多様化と法政策、 著作、『多様な働き方の実態と課題』(第 専攻、研究テーマ・担当テーマは、 員、二〇〇二年副主任研究員。労働法 位取得、同年、日本労働研究機構研究 大学大学院法学研究科博士後期課程单 いけぞえ・ひろくに 一九九六年上智 労働政策研究報告書 No.106 2008年)、『働く場所と時間の多 2007年)、 雇用平等、 ・研修機構 (労働政策研究·研修機 労働政策研究·研修機 労働紛争解決。最近の 『在宅勤務への政策対 パー 在宅

VPN(virtual private network):公衆同

らも、WLBを意図した在宅勤務を導入する際

### Japanese Working Life Profile 2008/2009

—Labor Statistics

学校卒業から職業生活の終わりまで、日本の労働者の生活をわかりやすく提示した英文統計集。 すべて公的な統計を使用し、労働市場、賃金、労働時間、労使関係、社会保障などを網羅しています。 (主な項目は日本語訳付き)

contents

I. 国民経済の状況

IV. 労働移動・失業

VII. 労使関係

V. 労働条件(賃金・労働時間・その他)

VIII 勤労者生活

Ⅱ 人口・労働力 Ⅲ. 雇用

VI. 教育・能力開発

IX. 社会保障

労働政策研究·研修機構[編] 92頁 2008年12月刊 ISBN978-4-538-75008-8

定価: 1,050円(税込)

(ご注文・お問い合せ先)独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel:03(5903)6263 Fax:03(5903)6115 E-mail:book@jil.go.jp